

## 2022年4月1日に施行される成年年齢の引き下げの実務に与える影響

代表弁護士 小野直樹



### 1 はじめに

2022年になり、ニュースなどでも、成年年齢引き下げにふれるケースが増えてきております。「何がどう変わるのか」、「当社の事業にどのような影響があるか」といったご相談も増えておりますので、こちらを取り上げてみたいと思います。

一口に「成年年齢の引き下げ」といっても、影響を受けるものと受けないものがあり（有名なものとしては飲酒規制は20歳が維持されています）、その「射程範囲」に注意が必要です。

今回は、施行が間近に迫る成年年齢の引き下げについて、民法—人事労務分野—その他の観点から、取り上げてみたいと思います。

### (1) 民法改正—2022年4月1日施行

まず、いわゆる成年年齢引き下げは、2018年6月に成立した、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が「2022年4月1日に施行されること」が中心です。

未成年は、権利保護の観点から、原則として、親の同意なく法律行為（契約など）ができないこととされており、同意がないものは契約を取消できるとされています。

改正で成年年齢が20歳→18歳に引き下げられることに伴い、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになります（ある意味で取消できる人口が減る訳です）。

### (2) 民法以外

そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律において各種の資格を取得したり、各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと（資格試験への合格等が必要です）などについても、18歳でできるようになります。

もっとも、健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、お酒を飲んだり、たばこを吸うことができる年齢、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限等については、20歳という年齢が維持されています。

下表は、概略をまとめたものです。このように、18歳に変わるもの、20歳が維持されるものについては、個別の分野・法令により異なりますので、注意が必要です。

以下では、民法、人事労務分野その他について取り上げてみます。

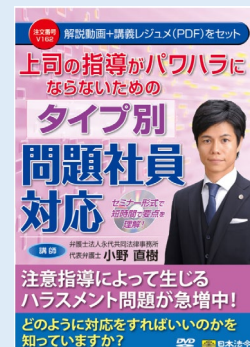
18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<p><b>改正されたもの</b> (改正前は「二十歳」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録水先人養成施設等の講師(水先法)</li> <li>帰化の要件(国籍法)</li> <li>社会福祉主事資格(社会福祉法)</li> <li>登録海技免許講習実施機関等の講師(船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>登録電子通信移行講習実施機関の講師(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律)</li> <li>10年用一般旅券の取得(旅券法)</li> <li>性別の取扱いの変更の審判(性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律)</li> <li>人権擁護委員・民生委員資格(公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号))</li> </ul>	<p><b>改正されたもの</b> (改正前は「未成年」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養子をとることができる年齢(民法)</li> <li>喫煙年齢(未成年者喫煙禁止法:題名を改正)</li> <li>飲酒年齢(未成年者飲酒禁止法:題名を改正)</li> <li>小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等(児童福祉法)</li> <li>勝馬投票券の購入年齢(競馬法)</li> <li>勝者投票券の購入年齢(自転車競技法)</li> <li>勝車投票券の購入年齢(小型自動車競走法)</li> <li>勝舟投票券の購入年齢(モーターボート競走法)</li> <li>アルコール健康障害の定義(アルコール健康障害対策基本法)</li> </ul>
<p><b>改正が不要なもの</b> (「未成年者」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分籍(戸籍法)</li> <li>公認会計士資格(公認会計士法)</li> <li>医師免許(医師法)</li> <li>歯科医師免許(歯科医師法)</li> <li>獣医師免許(獣医師法)</li> <li>司法書士資格(司法書士法)</li> <li>土地家屋調査士資格(土地家屋調査士法)</li> <li>行政書士資格(行政書士法)</li> <li>薬剤師免許(薬剤師法)</li> <li>社会保険労務士資格(社会保険労務士法)</li> </ul> <p>等約 130 法律</p>	<p><b>改正が不要なもの</b> (「二十歳」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢(児童福祉法)</li> <li>船長及び機関長の年齢(船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>猟銃の所持の許可(銃砲刀剣類所持等取締法)</li> <li>国民年金の被保険者資格(国民年金法)</li> <li>大型、中型免許等(道路交通法)</li> <li>特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)</li> <li>指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)</li> </ul> <p>等約 20 法律</p>

「成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について」(法務省資料より抜粋)

### ■ 事務所 事務局からのお知らせ ■

弊所代表弁護士(小野直樹)の講義が収録されたDVD「上司の指導がパワハラにならないためのタイプ別問題社員対応」(日本法令)が好評発売中です。

(ご購入のお申込み:日本法令ECサイトにてお申込みor当事務所へご一報くださいませ)是非、ご覧いただければ幸いです。



## 2022年4月1日に施行される成年年齢の引き下げの実務に与える影響

代表弁護士 小野直樹



### 2 民法における未成年者取消権

#### (1) 未成年者取消権とは？

現行民法においては「年齢20歳をもって、成年とする」とされています。そして、未成年者が、法定代理人（親権者又は後見人）の同意を得ないで行った契約の申込みは、原則として取り消し得るものとされています。

しかし、次の場合は、未成年者であることを理由とした申込みの取消しは認められていません。

- ① 未成年者が法定代理人の同意を得て申込みを行った場合
- ② 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産、あるいは、法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産の範囲で取引をした場合
- ③ 単に権利を得、義務を免れるべき法律行為の場合
- ④ 営業を許可された場合の営業に関する財産行為である場合
- ⑤ 未成年者が婚姻している場合
- ⑥ 未成年者が「詐術」による申込みを行った場合

#### (2) 「詐術」とは？

上記⑥の「詐術」については、経済産業省の「電子商取引準則」において、「少なくとも、単に年齢確認画面や生年月日記入画面に虚偽の年齢や生年月日を入力したという事実のみをもって「詐術を用いた」とは断定できず、事業者の設定した年齢確認や親の同意確認の障壁を容易にかいくぐることができるものであったかなど他の考慮要素も踏まえた総合判断が求められると解される」とされています。

その上で、次の場合は「詐術」に当たらない（＝取り消すことができる）としています。

- ・ 単に「成年ですか」との問いに「はい」のボタンをクリックさせる場合
- ・ 利用規約の一部に「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」と記載してあるのみである場合

電子商取引においては、対面取引・書面取引と比較して法定代理人の同意を確認することは容易ではありません。事業者は、取引の性質上未成年者による申込みがどの程度予想されるかや、取引の対象、金額等から考え得る取消しによるリスク、システム構築に要するコストとのバランス等を考慮して、申込者の年齢確認及び法定代理人の同意確認のために適当な申込受付のステップを検討することが求められるといえましょう。

#### (3) 実務に与える影響

未成年者を含む幅広いターゲットに商品・サービスを提供しているBtoC企業の場合、未成年者を20歳未満で定義している申込や契約、サービスの利用規約などの修正、情報システムや業務フローなどの変更が必要となる可能性があります。

具体的には、

- ・ 約款などで未成年者を「20歳未満」で定義している場合、法施行後も引き続きその定義を維持することでよいのか、
  - ・ 約款などで「未成年」という文言を使用している場合、法施行後に自動的に対象年齢が20歳未満から18歳未満に引き下げられることでよいのか
- などについて検討する必要があると考えられます。

### 3 人事労務における影響

労働基準法では、「年少者」（満18才に満たない者）について様々な保護規定を設けています。これに対し、「未成年者」（満20歳に満たない者）に関する規定は少なく、親や後見人が本人に代わって労働契約を締結することや、賃金を受け取ることを禁止することが定められている程度です。

また、国民年金の加入義務が生ずる年齢も、20歳以上のままとなっています。

したがって、人事労務に関する今回の成年年齢の引き下げの影響は、直接的な意味においてはあまり大きくないと考えられます。

### 4 刑事法（少年法における取扱いの影響は大きい）

法律全般という意味では、刑事法制の影響があります。2021年5月成立の改正少年法も2022年4月1日に施行されます。

刑事法制において、20歳未満を「少年」と位置づけ、成年とは異なる観点（刑罰よりも矯正を優先）で制度設計されていますが、今回の改正は、選挙権年齢や民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場となったことを踏まえ、18・19歳の者が罪を犯した場合、（成年ではないものの）「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めるものです。

18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定しますが、逆送決定がされる事件が拡大されたり、逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に扱われるようになるなど、17歳以下の者とは異なる取扱いがされることとなります。

また、少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した事件について起訴された場合には、禁止が解除されるとされています。

### 5 最後に

今後も法改正情報や重要判例、重要トピックス等、情報提供していきたいと考えております。法改正の内容具体的な対応方法について知りたい、あるいは既に施行済みの法律にまだ対応できていないといったご相談がありましたら、お気軽に弊所へご相談ください。